

法務省不動産登記法第17条地図作製等基準点測量作業規程  
法務省不動産登記法第17条地図作製作業規程(基準点測量を除く)

## 解 説 書

(平成14年4月1日実施 追稿改訂版)

日本土地家屋調査士会連合会

# 法務省不動産登記法第17条地図作製等基準点測量作業規程 法務省不動産登記法第17条地図作製作業規程〔基準点測量を除く〕解説書

## 目 次

### 第1編 総 説

#### 第1章 法第17条地図作製作業の意義

1－1 地図作製の意義 .....	1
1－2 地図の備付け .....	3
1－3 測量法との関連 .....	5

#### 第2章 法第17条地図作製作業準備作業

2－1 基本調査 .....	8
2－2 基本計画 .....	8
2－3 準 備 .....	10

#### 第3章 法第17条地図作製作業工程

3－1 工程順大分類 .....	12
3－2 a 工程（地図作製作業計画・事務手続） .....	12
3－3 b 工程（地図作製作業準備） .....	12
3－4 c 工程（1・2級基準点測量） .....	13
3－5 d 工程（3・4級基準点測量） .....	13
3－6 e 工程（一筆地調査） .....	13
3－7 f 工程（細部測量） .....	14
3－8 g 工程（地積測定） .....	14
3－9 h 工程（地図作製・登記） .....	14
3－10 計画機関準備作業流れ図 .....	15
3－11 作業工程表の例 .....	16
3－12 作製作業フローチャート .....	17

#### 第4章 作業機関の組織

4－1 全体組織 .....	18
4－2 実行班の作業範囲 .....	19

#### 第5章 地図混乱地域における基準点設置作業

5－1 目 的 .....	21
5－2 工程順大分類 .....	21
5－3 i 工程（地図混乱地域実態調査） .....	22
5－4 j 工程（基準点設置作業準備） .....	27
5－5 c 工程（1・2級基準点測量） .....	27
5－6 d 工程（3・4級基準点測量） .....	27
5－7 設置作業フローチャート .....	29

#### 第6章 最新技術への対応

6－1 建設省公共測量作業規程の改定 .....	30
6－2 ドータルステーション .....	30
6－3 GPS .....	31

6-4 GIS	32
6-5 トータルステーション・システムの一例	32
6-6 立会～縦覧の処理工程フローチャート	33

## 第2編 法務省不動産登記法第17条地図作製等基準点測量作業規程（改定前）

※平成14年4月1日以降適用の改定作業規程は末尾へ追稿。

第1章 総 則	35
第1条（趣 旨）	35
第2条（用語の定義）	35
第3条（作業内容）	37
第4条（計量単位）	38
第5条（成果品等の保管）	40
第6条（協 議）	40
第7条（趣旨の普及）	41
第2章 計画、管理	43
第8条（基本計画）	43
第9条（作業計画）	43
第10条（測量の基礎）	44
第11条（位置及び方向角の表示方法）	47
第12条（測量の方式）	52
第13条（工程別作業区分及び順序）	58
第14条（器械及び器材）	60
第15条（機器の点検等）	61
第16条（工程管理）	76
第17条（安全管理）	79
第18条（精度管理）	79
第19条（記録等の様式）	86
第20条（測量成果の検定）	87
第3章 基準点測量	88
第21条（選 点）	88
第22条（選点図及び平均図の作成）	90
第23条（測量標の設置）	100
第24条（点 の 記）	114
第25条（観 測）	117
第26条（観測及び測定の方法）	142
第27条（偏心要素の測定）	143
第28条（計 算）	166
第29条（点検計算）	175
第30条（平均計算）	190
第31条（成果等の整理）	231
第32条（4級基準点測量の成果に関する取扱い）	236
第4章 その他	238
第33条（成果品等の提出）	238

第34条（成果品等の検査）	246
第35条（成果の提出等）	246
第36条（機器等に関する特例）	250

## 第3編 法務省不動産登記法第17条地図作製作業規程（基準点測量を除く）

第1章 総 則	251
第1条（趣 旨）	251
第2条（用語の定義）	251
第3条（作業内容）	252
第4条（計算単位）	252
第5条（成果品等の検査）	253
第6条（成果品等の保管）	253
第7条（協 議）	253
第8条（趣旨の普及）	254
第2章 計画、管理	258
第9条（基本計画）	258
第10条（作業計画）	258
第11条（工程管理）	258
第12条（安全管理）	260
第13条（精度管理）	260
第3章 一筆地調査	261
第14条（調査図素図等の作製）	261
第15条（現地調査の実施）	268
第16条（現地調査の通知）	269
第17条（現地調査の要領）	272
第18条（境界標の埋設）	274
第4章 細部測量	275
第19条（測量の方式）	275
第20条（測量の基礎）	275
第21条（器械及び器材）	275
第22条（機器の点検等）	276
第23条（記録等の様式）	280
第24条（開放多角方式）	280
第25条（放射方式）	281
第26条（一筆地測量）	281
第27条（筆界点の位置の決定）	282
第28条（観 測）	282
第29条（計算の単位）	287
第30条（筆界点間測量）	290
第31条（整 理）	293
第5章 地積測定	295
第32条（地積測定の方法）	295

# 第1編 総 説

第33条（土地調査書の記載）	300
第6章 地積等調査一覧表の作成及び縦覧	302
第34条（地積等調査一覧表）	302
第35条（縦 覧）	304
第7章 地図の作製等	309
第36条（地図の作製）	309
第37条（一覧図等の作製）	314
第8章 その他	320
第38条（成果品等の提出）	320
第39条（表示に関する登記）	321
第40条（地図の備付）	325
第41条（機器等に関する特例）	325

## 第4編 参考資料

No. 1 不動産登記法第17条地図検査要領	327
No. 2 調査図素図等作製処理要領	330
No. 3 現地調査実施要領	334
No. 4-1 現地作業の手引	337
No. 4-2 一筆地調査の心得	341
No. 4-3 公共用地立会	347
No. 4-4 民有地立会	348
No. 5 筆界に関する慣習	351
No. 6-1 土地所有者への通知	361
No. 6-2 未確定境界の再立会通知	364
No. 7 数値地籍情報の記録媒体及び記録形式	367
No. 8-1 地図混乱地域の実態調査作業	377
No. 8-2 基準点設置作業	384
No. 8-3 地図混乱地域の実態調査及び基準点設置作業	386
No. 9 参考文献	389

追稿（改定後）平成14年4月1日以降適用。

<追稿1> 法務省不動産登記法第17条地図作製作業等基準点測量作業規程	391
<追稿2> 法務省不動産登記法第17条地図作製作業等基準点測量作業規程新旧対照表	411